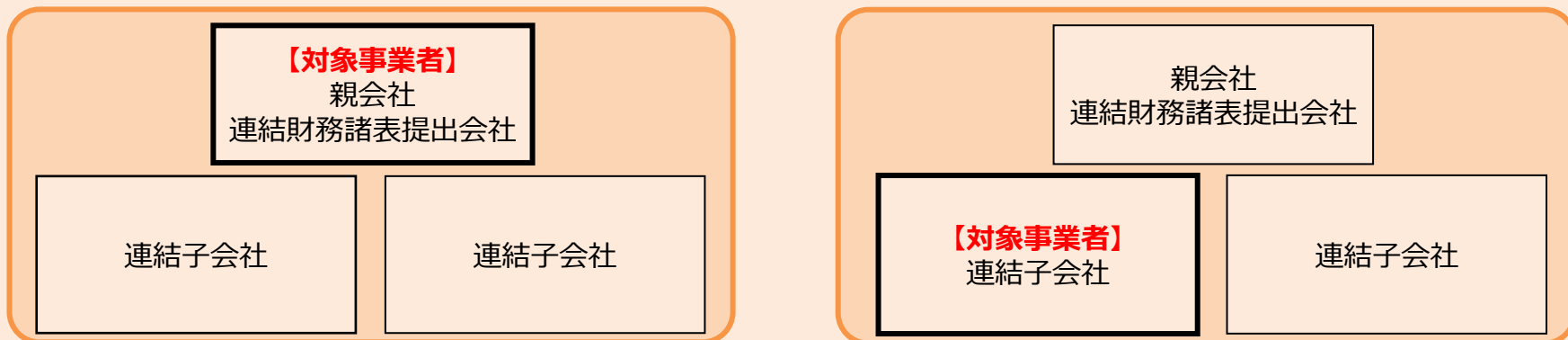


(参考) 地域未来投資促進税制における連結会社の定義について

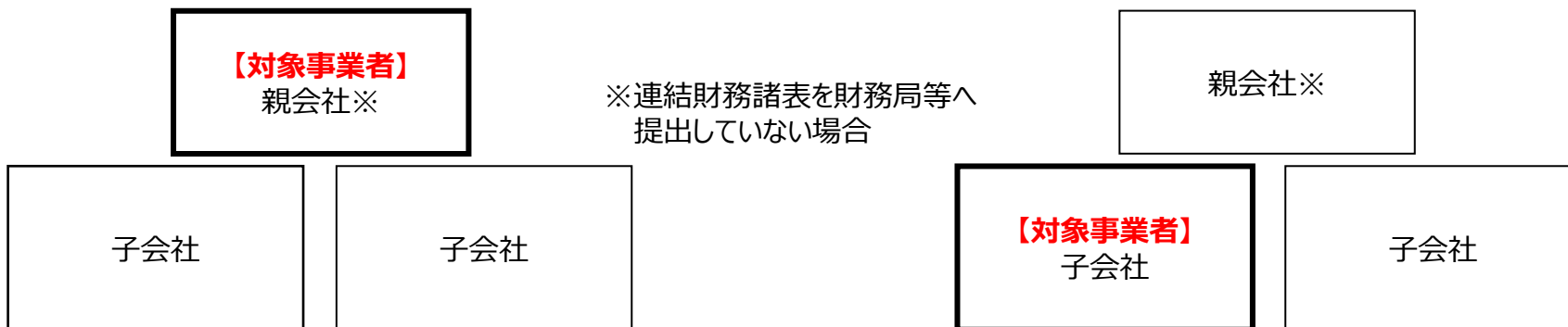
地域未来投資促進税制における「**連結会社**※1」とは、**金融商品取引法の規定により連結財務諸表を提出すべき会社及び連結子会社**を指します。 ※1 地域未来投資促進税制では、課税特例の要件の一つとして、設備投資額が前年度減価償却費の20%以上であることとしており、R5年度以降、前年度減価償却費について、連結会社の場合は連結会社全体でみることにしています。

連結会社として取り扱うパターン



親会社が連結財務諸表を提出すべき会社の場合、対象事業者は親会社でも子会社であっても連結会社として申請してください。
※子会社の場合、非連結子会社として連結の範囲から除外されている場合がございます。
※金融商品取引法上ではなく、任意で連結財務諸表を作成している場合は下記**連結会社「以外」**として申請してください。

連結会社「以外」として取り扱うパターン



親会社が連結財務諸表を財務局長等へ提出していない場合、連結会社「以外」として申請してください。